



児童手当などの手続きをしましょう

問合せ 子育て給付課（市役所4階）

☎55-2738 ☎55-2953

✉kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp

	受給資格者など	請求者の所得制限など	手当の月額など							
児童手当	0歳～中学3年生修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	児童手当の所得額 = A - B A：前年の所得額 B：控除額 (①+②+③) ① 8万円 (全員一律) ② 10万円 (給与所得または雑所得がある場合) ③ そのほか請求者が受けている税法上の控除(医療費控除等) ※所得制限により児童手当を受給していない人は、前年の所得が所得上限限度額を下回った場合、再申請してください。 ※限度額は、扶養人数によって異なります。	所得制限限度額未満の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円 《3歳以上から小学6年生まで》 1人目・2人目 1万円 3人目以降 1万5,000円 《中学生》 一律 1万円 所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円 所得上限限度額以上の場合 0円							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数(例)</th> <th>所得制限限度額</th> <th>所得上限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> <td>934万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数(例)	所得制限限度額	所得上限限度額	2人	698万円	934万円		
		扶養人数(例)	所得制限限度額	所得上限限度額						
2人	698万円	934万円								
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している人 ① 離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ② 父または母が重度の障害の状態にある ③ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。 ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	全部支給 (例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 125万円	児童1人 4万4,140円	2人目 5,210円～ 1万420円						
		一部支給 (例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円	児童1人 所得に応じて 1万410円～ 4万4,130円	3人目以降 3,130円～ 6,250円						
ひとり親家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している人及び20歳未満の児童 ① 離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ② 父または母が重度の障害の状態にある ③ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※①③については、事実上婚姻関係がある人は除く。	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。	助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象外のもの(個室使用料・健康診断料・容器代など)は助成対象外です。							
いづれも医療費	対象年齢	自己負担金								
		通院の場合		入院の場合						
		1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし	なし (食事療養標準負担額を含む)							
0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません									

※申請が済んでいる人は、手続きの必要はありません。詳しくは子育て給付課へ。

申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

